

平成15年度税制改正のポイント

現在の経済や財政の状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため「あるべき税制」の構築に向けた税制改正を行います。

研究開発・設備投資減税～わが国産業の競争力強化～

研究開発減税 試験研究費の総額の一定割合を税額控除する制度の創設

設備投資減税 IT関連設備の取得等をした場合の特別償却制度等の創設

中小企業税制～中小企業の活力強化～

研究開発税制の上乗せ 同族会社の留保金課税の一部停止

交際費課税の緩和 少額減価償却資産の特例制度の創設

エンジェル税制の拡充

相続税・贈与税～次世代への資産移転の円滑化等～

相続税・贈与税の一体化措置の導入

一体化措置に係る住宅取得資金等の特例を創設

相続税・贈与税の最高税率引下げ（70%→50%）を含む税率構造の見直し

金融・証券税制～「貯蓄から投資へ」～

申告不要制度の導入（預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制）

上場株式等の譲渡益、配当及び公募株式投資信託の収益分配金に対する

税率を今後5年間10%に軽減

土地税制～土地の有効利用の促進～

登録免許税・不動産取得税等の大幅な軽減等

地方分権を支える基幹税の安定化

法人事業税への外形標準課税の導入

経済社会構造の変化への対応等

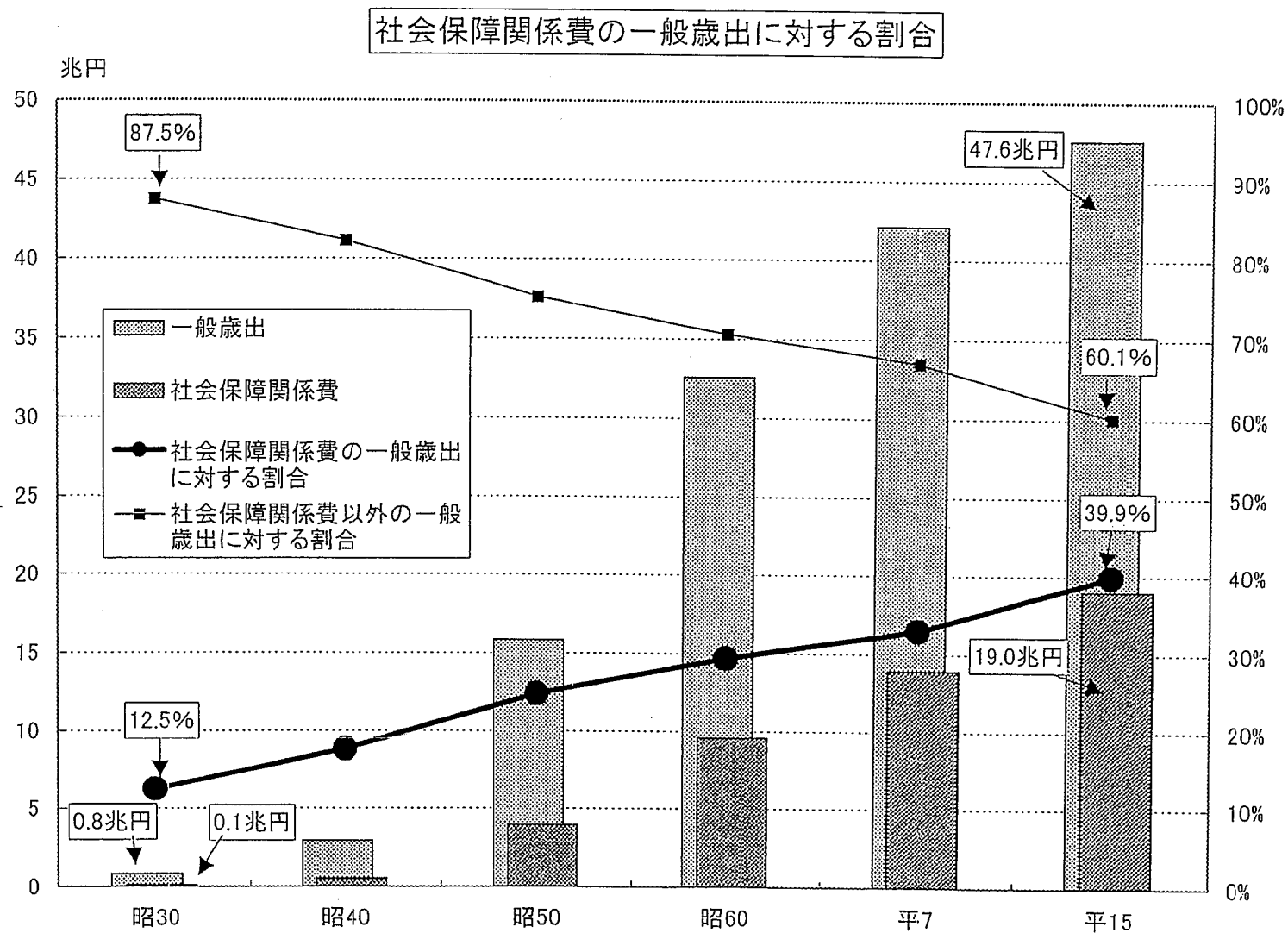
配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止

消費税の免税点制度等の改革

酒税・たばこ税の見直し

NPO税制の見直し 等

平成15年度は、国・地方合わせて1.8兆円程度の減税となり、多年度においては収支中立となります。



(参考3)

給与収入階級別の所得税及び個人住民税の負担割合(夫婦子2人の給与所得者)

給与収入金額 (a)	課税所得		適用税率		税額 (b) (所得税+個人住民税)	負担率 (b/a)
	所得税	個人住民税	所得税	個人住民税		
400万円	49万円	82万円	10%	5%	74,000	1.9%
600 //	189 //	222 //	10%	10%	254,900	4.2%
800 //	343 //	376 //	20%	10%	520,800	6.5%
1,000 //	509 //	542 //	20%	10%	952,400	9.5%
1,500 //	964 //	997 //	30%	13%	2,358,100	15.7%
2,500 //	1,914 //	1,947 //	37%	13%	6,522,900	26.1%

(注) 1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当し、また、一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。

2. 税額は、定率減税後の数値である。

(参考4)

人的控除の概要

控除の名称	控除を適用できる場合	所得税	住民税
基礎控除	すべての納税者に適用	38万円	33万円
配偶者控除	納税者が配偶者(年間所得38万円以下)を有する場合	38万円	33万円
扶養控除	納税者が扶養親族(年間所得38万円以下)を有する場合	38万円	33万円
特定扶養控除	納税者が16歳以上23歳未満の扶養親族を有する場合	63万円	45万円
老人扶養控除	納税者が70歳以上の扶養親族を有する場合	48万円	38万円
障害者控除	納税者または配偶者もしくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円
老年者控除	納税者が65歳以上(年間所得1,000万円以下)の場合	50万円	48万円
勤労学生控除	納税者が学生、生徒(※)である場合 (※年間所得65万円以下かつ給与所得以外が10万円以下)	27万円	26万円
寡婦(寡夫)控除	納税者が夫(妻)と死別又は離婚して扶養親族を有する場合	27万円	26万円